

令和 7 年度大洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度大洲市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度大洲市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（ 既 決 予 定 額 ）	（ 補 正 予 定 額 ）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1 5 1, 1 5 4 千円	1 7, 0 0 0 千円	1 6 8, 1 5 4 千円
第 1 項 企業債	6 7, 6 0 0 千円	1 7, 0 0 0 千円	8 4, 6 0 0 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1 9 6, 9 8 6 千円	1 7, 0 0 0 千円	2 1 3, 9 8 6 千円
第 1 項 建設改良費	7 9, 8 0 0 千円	1 7, 0 0 0 千円	9 6, 8 0 0 千円

(企 業 債)

第3条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

1 変 更

(単位：千円)

区分	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
補 正 前	医療機械 器具整備 事業	43,000	1. 借入先 財務省、その他。 2. 借入方法 普通貸借又は債券 発行の方法による。 3. 借入時期 令和7年度。ただ し事業又は財政の都 合により全部若しく は一部を翌年度以降 に繰越借入れするこ とができる。	年 3.5%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該見直し 後の利率)	1. 償還期限 30年以内(内据置5年 以内)とする。 2. 償還財源は、一般財源 等、ただし、必要に応じ 繰上償還、償還期限の短 縮又は低利債に借り換え することができる。 3. 前号の据置期間、償還 期限、償還の方法が借入 先の融通条件に抵触する ときはその融通条件によ ることができる。
補 正 後	補正前に同じ	60,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和7年10月10日提出

大洲市長 二 宮 隆 久

令和7年度 大洲市病院事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目 節	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			千円 151,154	千円 17,000	千円 168,154	
	1 企 業 債		67,600	17,000	84,600	
		1 企業債	67,600	17,000	84,600	
		(1) 企業債	67,600	17,000	84,600	

支 出

款	項	目 節	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 資 本 的 支 出			千円 196,986	千円 17,000	千円 213,986	
	1 建 設 改 良 費		79,800	17,000	96,800	
		1 資産購入費	49,800	17,000	66,800	
		(1) 器械備品購入費	49,800	17,000	66,800	

空

白